



金沢市公報

号外第36号

平成20年(2008年)11月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (文書法制課)	1
金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	4
金沢市消防立入検査証に関する規則の一部を改正する規則 (予 防 課)	4

訓令甲	
金沢市辞令式に関する規程の一部改正について (職 員 課)	4
教育委員会規則	
金沢市公民館運営規則及び金沢市中央公民館規則の一部を改正する規則 (生涯学習課)	4
公営企業管理規程	
金沢市指定給水工事事業者規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	5

規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成20年11月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(金沢歌劇座条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「、寄附行為」を削る。

- (1) 金沢歌劇座条例施行規則(昭和37年規則第22号)第19条第2項第2号及び様式第4号の備考第3号
- (2) 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)第7条第2項第2号及び様式第20号の備考第3号
- (3) 金沢市駅前広場条例施行規則(昭和40年規則第29号)第6条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (4) 金沢市老人福祉センター条例施行規則(昭和44年規則第41号)第6条第2項第2号及び様式第7号の備考第3号
- (5) 金沢市福祉作業センター条例施行規則(昭和49年規則第63号)第3条第2項第2号及び様式第2号の備考第3号
- (6) 食肉流通センター条例施行規則(昭和53年規則第68号)第7条第2項第2号及び別記様式の備考第3号
- (7) 金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則(昭和57年規則第36号)第11条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
- (8) 金沢市文化ホール条例施行規則(昭和57年規則第50号)第17条第2項第2号及び様式第6号の備考第3号
- (9) 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則(平成元年規則第54号)第11条第2項第2号及び様式第6号の備考第3号
- (10) 金沢市自動車駐車場条例施行規則(平成2年規則第3号)第9条第2項第2号及び様式第9号の備考第3号
- (11) 金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第11条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (12) 金沢市アートホール条例施行規則(平成6年規則第20号)第16条第2項第2号及び様式第6号の備考第3号
- (13) 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)第8条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
- (14) 金沢市民芸術村条例施行規則(平成8年規則第82号)第14条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
- (15) 金沢職人大学校設置条例施行規則(平成8年規則第89号)第7条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (16) 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則(平成9年規則第73号)第8条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号

- (17) 金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則（平成11年規則第3号）第4条第2項第2号及び様式第4号の備考第3号
- (18) 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則（平成11年規則第5号）第10条第2項第2号及び様式第4号の備考第3号
- (19) 金沢市おしがはら工房条例施行規則（平成12年規則第8号）第10条第2項第2号及び様式第4号の備考第3号
- (20) 金沢湯涌創作の森条例施行規則（平成15年規則第88号）第16条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
- (21) 金沢21世紀美術館条例施行規則（平成16年規則第66号）第36条第2項第2号及び様式第9号の備考第3号
- (22) 金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成17年規則第7号）第3条第1号
- (23) 金沢健康プラザ大手町条例施行規則（平成17年規則第80号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (24) 金沢市立中村記念美術館条例施行規則（平成20年規則第1号）第11条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
- (25) 金沢くらしの博物館条例施行規則（平成20年規則第2号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (26) 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（平成20年規則第3号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (27) 金沢ふるさと偉人館条例施行規則（平成20年規則第4号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (28) 泉鏡花記念館条例施行規則（平成20年規則第5号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (29) 金沢湯涌夢二館条例施行規則（平成20年規則第6号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (30) 金沢蓄音器館条例施行規則（平成20年規則第7号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (31) 前田土佐守家資料館条例施行規則（平成20年規則第8号）第8条第2項第2号及び様式第4号の備考第3号
- (32) 室生犀星記念館条例施行規則（平成20年規則第9号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (33) 徳田秋聲記念館条例施行規則（平成20年規則第10号）第8条第2項第2号及び様式第3号の備考第3号
- (34) 金沢能楽美術館条例施行規則（平成20年規則第11号）第12条第2項第2号及び様式第6号の備考第3号
- (35) 金沢市体育施設条例施行規則（平成20年規則第12号）第11条第2項第2号及び様式第15号の備考第3号
- (36) 金沢市スポーツ広場条例施行規則（平成20年規則第13号）第12条第2項第2号及び様式第5号の備考第3号
(金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「又は寄附行為」を削る。

(金沢市児童福祉法施行細則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「社団法人」、「財団法人」を「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」に改める。

- (1) 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）様式第5号の8の備考第1項
- (2) 金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）様式第23号の4の備考第1項、様式第23号の8の備考第1項及び様式第23号の13の備考第1項
- (3) 金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）様式第2号の備考第1項及び様式第2号の2の備考第1項

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表行政経営課の項第6号中「関係財団法人等」を「関係公益財団法人等」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第6号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第2条の4第4項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第14条第7号中「無給公益法人等派遣職員（公益法人等派遣条例）」を「無給公益的法人等派遣職員（公益的法人

等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第14条の2第3号オ中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第17条第4項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第18条第4号を次のように改める。

(4) 公益的法人等派遣職員

第19条の3第3項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第7条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第11条の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第8条 初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第9条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第21条第1項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(住居手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第10条 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(1) 住居手当に関する規則(昭和49年規則第68号)第4条の3

(2) 単身赴任手当に関する規則(平成2年規則第26号)第5条第6号

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第11条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号ア中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第2項第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第12条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関し」を「公益的法人等への職員の派遣等に関し」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第13条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第84号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

金沢市消防立入検査証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第85号

金沢市消防立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防立入検査証に関する規則（昭和43年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定（法第16条の5第3項）を「(法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項)」に改める。

第3条中「第4条第1項」の次に「、第16条の3の2第2項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

金沢市長 山 出 保

第2条第9号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市公民館運営規則及び金沢市中央公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第16号

金沢市公民館運営規則及び金沢市中央公民館規則の一部を改正する規則

(金沢市公民館運営規則の一部改正)

第1条 金沢市公民館運営規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号及び別記様式の備考第3号中「寄附行為」を削る。

(金沢市中央公民館規則の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館規則(昭和45年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号及び別記様式の備考第3号中「寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年11月28日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第6条第2項第1号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

平成20年(2008年)11月28日 印刷
平成20年(2008年)11月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄